

山本清先生による

ロースクール小論文セミナー

小論文の出題範囲

何を、どこまでやればいいのか

— 2010年度の最新過去問を素材に

辰巳法律研究所専任講師 **山本 清 先生**

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

CONTENTS

2009 年実施「基礎テーマ編①」・・・p.2

- ☞早稲田大 2008<問題B> (問題・講師答案)・・・p.2
- ☞東大 2009<総合問題1> (問題)・・・p.6
- ☞国学院大 200 (問題・講師答案)・・・p.10
- ☞術語集第1回 「生命倫理(自己決定)」・・・p.16
- ☞文章の書き方レジュメ 第1回・・・p.24
- ☞資料 「代理出産」・・・p.28
- ☞2009 年正月の朝日新聞紙面・・・p.30
- ☞入試情報へのアクセス・・・p.32
- ☞穴埋め問題 **1** 問題編・・・p.33

東大 2010・・・p.34

- ☞<総合問題1>問題・・・p.34
- ☞<総合問題2>問題・・・p.36

一橋大 2010 問題・・・p.40

早稲田大学 2008 年度<問題B>

問題

問題文

早稲田大学法科大学院のホームページに掲載されている

[2008 年度 早稲田大学大学院法務研究科 入学選抜試験
第二次選考面接試験（問題B）]

を各自ごらんください。

URL <http://www.waseda.jp/law-school/jp/news/pdf/08result/B.pdf>

08 早稲田大学<問題B> 講師答案

(1)

規則を破って学校に携帯電話を持ち込んだ生徒に対して、A～Dのうち、どのような処分を行うべきであろうか。処分の程度を検討する際に、携帯電話を禁止するルール趣旨、そして当該生徒がどの程度の他者加害をしたのかがまず問題となる。加えて、中学生が教育途上にあること、学校が部分社会として自治を有すること、などを加味して、私は結論としては教師Cの意見に賛成する。以下、論じる。

まず、携帯電話禁止のルールには、2つのルール設定趣旨がある、と考えられる。第1は、他者加害禁止である。授業中に携帯電話を使用すれば、他の生徒が授業に集中できなくなり、他害をする。第2に、学校の裁量にもとづく教育効果の向上である。学校という社会においては、不当な指導でない限り、教師や校長の裁量的指導が許されるのであり、教室で携帯電話使用を禁止する、というルールは、教育効果を高める点で、正当なルールである、といえる。

以上のルールの趣旨から、当該生徒の行動を検討する。

今回、生徒は、確かに携帯電話の持ち込みをした。しかし、規則で禁じられているのは、携帯電話の「使用」である。生徒の持ち込みは、いまだ「使用」しているとは言い難い。つまり、生徒はルール違反をする一歩手前の段階にあり、まだルールに違反しているとは言い難い。

さらに、まだ「使用」していないのであるから、他者加害もしていない。

以上より、生徒の行動にはまったく問題がなく、携帯電話を学校に持ち込むこと自体は完全に自由である、という考え方も理屈が通っているようにも思われる。

しかし、学校に携帯電話を持ち込めば、それを授業中に使用する危険性が一気に高まる。したがって、教育機関である学校の教師が、裁量に基づいて、生徒本人を呼び出して厳重に注意すべき、という教師Cの判断は、ルール違反やその危険の観点、行動の悪質さと制裁・叱責のバランス上、支持できる考え方である。

一方、BとDは、クラスでの話し合いによって、他の生徒一般にも注意を喚起する考え方であるが、問題の生徒の行為が携帯電話の持ち込みに過ぎないこと、クラスに持ち込みが蔓延していないこと、などから、クラスの討議は不要である、と考える。

また、Aは、携帯電話の没収を主張する。しかし、生徒の他者加害は軽いことを考えると、一度の持ち込みで没収するのは、制裁が重すぎて、バランスを欠く。=約 1000 字

(2)

別の生徒が他の生徒にカッターナイフで切りかかったことは、どのように考えればよいだろうか。

他の生徒に怪我がない，ということからすると，（１）の事例と同様，他者加害の「結果」はない。

しかし，怪我が発生する危険は実際に発生した，といえる。また，その危険が発生した場合の被害は，大きなものになりえた。カッターナイフで切りつけば，重傷や死亡という結果をも招きうるのである。このように，重大な結果を招きうる危険がある行為は，傷害未遂で犯罪として立件される可能性もある。

とすれば，たとえ結果が発生していないから，といって，軽い制裁ですますわけにはいかない。カッターナイフの没収はもちろん，本人の厳重注意に加えて，保護者の呼び出しも検討し，本人の反省が見られなければ停学処分も検討すべきである。＝約 360 字

MEMO

**東京大学 2009 年度<総合問題1>
問題**

次頁以下の課題文を読んで、以下の設問に答えなさい。

(1) 課題文中の傍線①「連続性」と傍線②「潜在性」の関係について説明しなさい (200 字以内)。

(2) 課題文におけるデータと議論とを利用して、「ヒトが受精と同時に人になるとする立場」と「23 週目から胎児を『私たちの一員』とみなす立場」とそれぞれを立論した上で、あなた自身の議論を展開しなさい (800 字以内)。

.....

受精卵は脳をもたぬ細胞の塊だ。神経系を作るためのプロセスが始まるのは、受精後 15 日目からである。複雑な神経系ができてきて、脳が活動を持続できるようになるのは、受精後だいたい 23 週 (約 6 カ月) 頃からにすぎない。

胎児が母胎外でも生きられるのは 23 週目からで、しかも近代医学のサポートがなければ無理なのが明らかでも、それで生命倫理の議論の方向性が変わるわけではないようである。胎児がいつから人になるかという問題には、脳神経科学の理屈が通用しないのだ。道徳論が生物学と入り交じり、いきおい激しい感情と信念の渦巻く頑なで不合理な持論のぶつかり合いになる。

.....

私も人の親として、胚のカーネギー発生段階 [妊娠 8 週末までのヒトの胚の発生過程を、体内外の形態的な特徴をもとに 23 の段階に分類したもの] の写真を見て何も感じないわけではない。段階 23 に達した受精後 8 週ほどの胚の写真からは、小さいながらもそれがヒトであることがうかがえる。これより前では、ブタの胚との区別もつけがたい。ところが摩訶不思議、段階 23 に入るとふいに顔の様子がヒトらしくなってきた、間違いなく私たちの仲間に見える。繰り返しになるが、これは妊娠 8 週頃であり、第 1 三半期 [妊娠期間を 3 つに分ける区分法] の 3 分の 2 しか過ぎていない。それでも、胸に情が込み上げてくるのだ。動かしがたくはつきりとした決定的な感覚が。脳神経科学の視点から見れば、意味のない感傷と片づけられても仕方がないものだ。脳は受精後 15 日目あたりから徐々に発達してきているとはいえ、カーネギー発生段階 23 ではとうてい意味ある精神活動を生み出せる状態にはない。かりに成人の脳が大きな損傷を受けて、この段階の脳ほどにしか働けなくなったら、その患者は脳死とみなされて、臓器提供の候補者になってもおかしくないだろう。脳の機能が衰えて、社会の定める基準を下回ったら、もはやその人間を人とみなさなくていいというのが脳死の意味するところである。脳死とされるに必要な条件を、発達途上の脳

に当てはめてみれば、第1三半期の脳はもちろん、ことによると第2三半期の脳であっても、脳死状態に分類されるにちがいない。ではなぜ私は、カーネギー発生段階23を特別な目で見てしまうのか。脳神経科学の知見をもってすれば、この段階の脳がまだ一人前の生命としての機能を発揮できないのは明らかなのに。

私は・・・・・・理性ではなく「直感」で反応してしまうのをどうしても抑えられない。もちろんこれは「私の」直感であって、ほかの人もそう感じるとはかぎらないだろう。ただ理屈に合わない反応をしたくなるのは自分も同じだと気づいたことで、こうした問題に白黒つけるのがいかに難しいかを痛感している。「○」ほどの大きさもない受精後14日の胚盤胞を見て、これは人間だと直感的に思うかと言われれば、私自身はそうは思わないし、そういう気持ちを想像すらできない。だが、すべての受精卵に人としての尊厳があると考える人たちにとっては、その「○」が強く心に響くかもしれないのだ。それでも、受精後14日の細胞の塊に未熟児と同じだけの尊厳があると考えるのには、やはり無理があるように思う。そのふたつを同等とみなさせるのは、個人の信念の力以外の何物でもない。

・・・・・・

ヒトが受精と同時に人になるとする見方は当然ながらある。個人の命が受精卵から始まるのは疑いようがないし、そのまま成長を続けていけばいずれ人格を備えた存在になるのだから、受精卵にはひとりの人間として扱われる権利があるとする立場だ。これは生命の①「連続性」を重視している。受精後の発達の過程は区分けできないと言われてしまえば、もはや議論の余地はなく、よくあることだが、それに賛同するかしないかしか選択肢がなくなる。連続性を重視する人々は、人間の尊厳を重んじるならそう考えるしかないと言いたげである。だが、けっしてそんなことはない。この立場をとるのは、カトリック教徒やアメリカ国内の保守的な宗教の信者が中心で、無神論者や懐疑論者のなかにも賛同者は多い。一方、その見方を支持しないのが、ユダヤ教徒、イスラム教徒、ヒンドゥー教徒、大勢のキリスト教徒、その他の無神論者と懐疑論者である。ユダヤ教徒とイスラム教徒の一部は、胚を人とみなせるのは受精後40日を過ぎてからだと考えている。同じ意見のカトリック教徒も少なくなく、キリスト教の歴史を勉強したらそういう見解にたどり着いたと手紙を寄越してくれた人も多い。

人がいつ人でなくなるかという脳死の問題を考えるときも、科学以外の力がすぐに働き始める。それは脳の方だ。私たちの脳は、何に対しても信念を作り出さずにはいられない。正しいことが広く認められている合理的で科学的な事実があっても、その同じ事実からいく通りもの善悪の判断が生まれてくる。そのプロセスにどのような要因が影響しているかを調べれば、個人の主義主張だけで検討されかねない脳神経倫理上の問題を、いくつかは救い出せるのではないだろうか。

脳死の捉え方は文化によって異なる。脳死は、たとえば卒中など 86
からくる脳損傷のせいで患者が回復不能な昏睡状態に陥り、脳幹反 87
応がなくなつてついには脳波が平坦になる（つまり脳波計に脳活動 88
の形跡が認められない）か自発呼吸ができなくなった場合に、医学 89
的な基準に基づいて判定される。2002年の『ニューロロジー』誌 90
には、脳死判定の基準と関連法規について世界の国々を比較した調 91
査結果が発表された。脳死という考え方自体は世界中で受け入れら 92
れている。どんなに宗教色が強い社会であっても、脳機能が停止し 93
て回復する見込みがなくなったあとも人が人であり続けるとは考 94
えていない。違うのは、どういう方法で脳死を判定するかだ。生命 95
倫理にかかわる慣行と法律は、社会によってばらつきが非常に大き 96
いが、その理由は科学とはまったく関係がない。では何に基づいて 97
決められているかと言えば、政治や宗教、そしてたいていは専門作 98
業部会メンバーの個人的信条である。たとえば、中国には脳死判定 99
の基準がないのに対し、香港では明確に定められている。イギリス 100
に統治されていたなごりであるのは間違いない。グルジアでは、脳 101
神経科学の分野で5年の経験を持つ医師が脳死判定を行なうと定 102
められているが、ロシアではそういう決まりはない。判定の回数を 103
最も多く義務づけているのはイランだ。3人の判定医が、第1回目 104
の判定から12時間後、24時間後、および36時間後にそれぞれ判 105
定することになっている。アメリカでは多くの州が「統一死亡判定 106
法」を採用している。ニューヨーク州とニュージャージー州もそう 107
なのだが、どちらも宗教上の理由による延命要請を受け入れられる 108
ように、法律を修正して実施している。 109

このように、生命倫理の問題にかんする規則や法律は、科学的事 110
実とは無関係の信念によって作られ、また影響されうるものである。 111
ある一線を超えて脳機能が失われれば、人が人でなくなるという考 112
え方はどの社会も同じだ。その線をどこに引くかにも大きな違いは 113
なく、ほとんどの国が脳死について似たような定義を定めている。 114
主な違いは、誰が判定を下し、どんな判定法を用いるか。要するに、 115
「そこ」に着いたことをどうやって知るかの問題であつて、「そこ」 116
がどこにあるかの問題ではない。 117

胚は胎児に対しても、いずれかの時点で人の身分を与えることに 118
は誰も異存がないらしい。ただ、それがどの時点かを決めるのが、 119
脳死の場合より難しいようなのだ。どれだけ科学的事実を突きつけ 120
られても、である。 121

なぜだろう？かつてイギリスの哲学者、バートランド・ラッセル 122
は、「ある一瞬間においては何物も存在しない」と述べた。言い換 123
えれば、万物が原子と分子の相互作用の産物である以上、すべての 124
ものは絶え間なく変化している最中だということである。この視点 125
から、「潜在性」を重視する見方が生まれる。胚や胎児は成人に「な 126
りうる」のだから、どの段階においても生後の人間と同じように人 127
として扱うべきだというのだ。 128

..... 129

通常の妊娠で子供が生まれるプロセスについては、ほかにも注目
すべき事実がいくつも明らかになっている。それを知れば、はたし
て受精が魔法の瞬間なのかと疑わしく思えてくるはずだ。そのいい
例が双子だろう。一卵性双生児は、1個の受精卵が何らかの理由に
よりふたつに分裂したために生まれるもので、この分裂が起きるの
は、通常、受精後14日以内である。ひとりの人間が、ふたりの人
間になるわけだ。さらに奇妙なことに、ふたつに分かれた受精卵が
再び合わさって、ひとつの受精卵に戻る場合がある。こういったこ
とも起こりうるとすれば、受精の瞬間に「個人」や「魂」の独自性
が生まれているなどとは考えがたい。

130
131
132
133
134
135
136
137
138
139

考えるヒント
自己決定 死 国民性 代理

次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。なお、この問題は全体として、法的知識ないし法律の解釈を問うものではないので、法律論を論じても評価されない。

医師Aが、瀕死の重傷で担ぎ込まれてきた患者3人の治療を担当している。それぞれの患者の損傷部位は異なっているが、放置しておくほどなく命を失うことは確実である。そこへ脳死状態の重傷患者が1人運び込まれてきた。この脳死状態の患者の臓器は損傷を受けておらず、この患者の健康な臓器を3人に分配すれば、3人は助かる。しかし、この患者が臓器移植に同意していたか否かはわからない。また、遺族の同意を得ることもできなかったが、医師Aはこの1人から臓器を取り出し、3人の命を救った。

この医師の行為について、Xは次のように考えた。「この事例においては、脳死状態の患者から臓器を摘出し3人を救ったのであるからAを非難することはできず、かえって3人を救った優秀な医者ということになるのではないか。」

この話をきいたYは、次のように指摘する。「いや、自己決定を尊重する立場からいえば、ドナーとなる本人の意思が決定的だ。こういう状況では本人の意思確認ができないから、本人の自己決定を尊重する立場からすれば問題だ。したがって、本人が臓器提供拒否の意思を明確に表示していた場合のみならず、本人の意思が不明の場合においても、その人から臓器の摘出はできないと考えるべきだ。」

これに対して、Xは反論する。「自己決定の理念が本人の意思を最大限尊重すべきであるということならば、少なくとも本人の意思が不明の場合には、その人の死後に臓器の摘出をしても自己決定の考え方に反しないのではないか。」

Yも再度反論した。「確かに本人の意思確認ができない以上、本人の意思をないがしろにしたとは断定できないだろう。しかし、もしかしたら拒否の意思をもっていたかもしれないのであり、この点を無視して考えることはできない。」

この議論を聞いていたZは、次のように述べた。「確かに本人の意思が不明確な場合にどのように考えるかは問題だ。でも、すでに自己決定できない本人の意思をこのような場合に考慮すること自体に無理があると考えたらどうだろう。ただ、この場合、誰かが臓器摘出の可否に判断を下す必要が出てくることもあるので、本人に代わって判断する人物、いわば本人の代理を探さねばならないことにな

る。さしあたりそのような代理をしうるのは、生前に本人と密接な
関係をもっていた遺族や近親者しかないと考えられる。さらに、こ
の考えを一步押し進めて、遺族や近親者の心情や感情に重きをおく
べきだという考え方に立てば、本人の自己決定に反しても遺族や近
親者の判断を尊重するという立場もありえないわけではない。しか
し、その場合、本人の自己決定と遺族や近親者の判断が対立する
ときにそのどちらを優先させるかについては、簡単に決着のつく問
題ではないので、①の判断にゆだねるしかないだろう。」

そこでXは、「本人の意思が不明確な場合であっても、自己決定に
よって臓器摘出の根拠付けは可能だ」として、次のように述べた<sup>(注
1)</sup>。

「自分が承諾していないのに、死後に臓器を摘出されるのは嫌だ
という認識を持つ人はいるであろう。そのような感情に配慮して、
本人がイエスといっていないければ臓器の摘出を認めないことにす
るというのも1つのあり方だ。善意の贈り物を無駄にすることは許さ
れない、その範囲では臓器移植を是認していいという考え方もある。
諸外国では、本人の承諾がない場合に、遺族の意思に従うなどして
その臓器を摘出しても、死者本人の自己決定権の侵害であるとは考
えられていないのに対して、日本の国会はそうなると考えたという
ことだともいえる。これは日本人の国民性に合致した政策決定であ
り、諸外国と異なっているのは当然だという見解もある。

しかし、生前に積極的に臓器提供の意思を表示していない以上は
死後にも臓器を提供しないという意思があったとみるべきなのが日
本人であって、提供しないことを表明していない以上は死後の臓器
提供は本人の意向に沿うものであるとみるべきなのが外国人である、
というのではないと思われる。もし日本人はこのような人種で、
法律もそれを前提にしなければならぬというのなら、②遺族の承
諾を得て眼球・角膜を心臓死体から摘出することを認めていた角腎
法^(注2)が成立しえ、さらには、臓器移植法に取って代わられるま
での20年近くにもわたって国民の支持を獲得し続けられた理由を説
明できない。

問題は法がいかなる人間像を前提にするかである。③日本の臓器
移植法は、本人が生前に死後に自分の臓器を提供することを申し出
ていない以上、本人はそれを提供せず墓の中に持っていくつもりな
のだ、と考えていることになろう。そうであるからこそ、本人が何
もいっていないのに臓器を摘出するのは死者の自己決定権に反する
のだ、と考えるのである。しかし我々が、およそ人間は、見も知ら
ない他人に対しても善意を示す資質を持っている存在であることを
前提にするなら、次のようにいうことになろう。——たとえ死後に
臓器を提供する意思を現実に表示していなくとも、我々はそのよう
に行動する本性を有している存在である。もちろん、反対の意思を
表示することによって、自分は自分の身体をそのようなものとは考
えないとしていたときには、その意思は尊重されなければならない。
しかしそのような反対の意思が表示されていない以上、臓器を摘出
することは本人の自己決定に沿うものである。いいかえるならば、

我々は、死後の臓器提供へと自己決定している存在なのである。 87

多くの国が、本人の明示の承諾がなくても摘出できるとしている 88
のは、このような人間観に立っているからであろう。これらの国が、 89
死者の自己決定権を軽視していて、日本の現在の臓器移植法だけが 90
これを重視している、というのではないと思われる。」 91

注1：Xの以下の発言は、厚生省の厚生科学研究費研究班が2000 93
年8月22日に厚生省に提出した「臓器移植の法的事項に関する 94
研究」報告に基づく。 95

注2：「角膜および腎臓の移植に関する法律」のこと。医師が、角膜 96
および腎臓移植のために、あらかじめ遺族の書面による承諾 97
を得ているときは、生前における本人の意思の如何にかかわ 98
らず、死体から眼球および腎臓を摘出することを認めていた。 99

問1 ①に文中から抜き出した語句を入れるとした場合、あて 102
はまる最も適切な語句は何か。その語句を文中から抜き出して 103
記し、なぜそれがこの文脈において最も適切な語句であるのか 104
述べなさい。(300字程度) 105

問2 下線部②についてXの立場からその理由を説明できるだろう 107
か。説明できるとしたらどのような説明が可能か、説明できな 108
いとしたらなぜか。可能・不可能のどちらかを選択してその理 109
由を述べなさい。(400字程度) 110

問3 下線部③について反論を加えるとしたら、どのような反論が 112
可能だろうか。「脳死とはどのような状態をいうのか」「脳死は 113
人の死であるかどうか」につきさまざまな見解があることはひ 114
とまず脇におき、「脳死は人の死である」という前提で論述しな 115
さい。(800字程度) 116

MEMO

05 國學院大学 参考答案

問 1

①には「国会」が当てはまると考える。

臓器摘出の可否に関して、本人の自己決定と遺族や近親者の判断が対立する場合がある。また、本人の意思が不明な場合、医師は臓器を摘出すべきでないのか、それとも本人の意思に反していたとしても、遺族や近親者の感情を優先して考えるべきなのか。

このような場合に、あらかじめ法律で定められていないと、個々の事例ごとに判断が異なってしまう、臓器移植が受けられる人とそうでない人が出るなど、医療現場に混乱をもたらすことになる。実際に移植手術を行う医師も、その時々で責任を負わされたりしてしまう。このような混乱を避けるためにも、国会の定める法律によって基準を定めておく必要がある。＝約 320 字

問 2

Xの立場からは下線部②の理由を説明することは可能である。

角腎法は、現在の臓器移植法とは異なり、医師が、角膜および腎臓移植のために、あらかじめ遺族の書面による承諾を得ているときは、生前における本人の意思の如何にかかわらず、死体から眼球及び腎臓を摘出することを認めていた。つまり、この法律は、本人の自己決定は全く考慮せず、遺族の判断のみを判断の基礎にしていたのである。

Xは、生前における本人の意思が不明な場合でも、臓器を摘出する行為は本人の自己決定に反するものではないと考えている。なぜなら、我々は臓器を提供する意思を持ち、そのように行動する本性を有するからだ。

角腎法が支持されていたのも、Xと同じ考えによるものだと考える。もっとも、Xは本人の意思が存在した場合には、自己決定を尊重すべきと主張しているので、本人の意思を全く考慮しない角腎法とは程度が異なる。＝約 380 字

問 3

下線部③では、我々人間は、見も知らない他人に対しても善意を示す資質を持っている存在であることを前提として、たとえ死後に臓器を提供する意思を現実には示していなくとも、我々は臓器を提供する本性を有している存在であると主張している。つまり、生前に本人が意思表示をしている場合はもちろんのこと、本人の意思が不明の場合であっても、我々人間は死後の臓器提供へと自己決定している存在である、と主張しているのだ。しかし、自己の臓器を他人に提供するか否かが自己決定の問題なのであって、そのことに他人が干渉すべきではないのである。本人の生前における意思が不明であった場合に、たとえ遺族が同意したとしても、本人の自己決定に反するおそれがある以上、臓器の摘出は許されないと考える。

下線部③の論者の主張からは、死後に臓器を提供することは善い 43
ことであり、人間はそのように行動する存在であるとしているため、 44
死後に臓器を提供しないことが悪いこととも捉えられかねない。し 45
かし、自分の臓器については他人に干渉されず、提供するか否かを 46
自由に決定することができるのが自己決定の考え方である。 47

課題文の冒頭に出てきた例では、生前の明確な意思表示がないに 48
もかかわらず、1人の脳死患者から臓器を摘出し、3人の瀕死の患 49
者の生命を救った医師の行為が問題となっている。この場合、確か 50
に客観的には1人の犠牲によって3人の生命が救われたのであるから、 51
医師の行為も正当化されると考えることもできる。 52

しかし、このような功利主義的な考えは許されない。多くの生命 53
を救うために1人の生命を犠牲にすることが許容されてしまったら、 54
少数者や弱者が一方向的に不利益を被る結果となってしまうからだ。 55
本人の意思を尊重し、自己決定を第一に考える立場からは、生前の 56
意思が不明の場合において臓器を摘出することは許されないのであ 57
る。＝約770字 58

【術語集】

第1回 生命倫理（自己決定）

●自己決定

自己決定とは、私事に関わる事柄を他人から干渉されることなく、自分自身で決定することができる権利をいう。プライバシーの権利、自律権、と表現されることもある。

自己決定権は、カント、ロック、ミルらの思想に淵源を持ち、20世紀後半のアメリカでは、生命倫理の諸問題が論じられる際に、強く唱えられるようになった考え方である。

日本国憲法には、自己決定権を保障した明文はない。最高裁も、自己決定権を正面から認めたことはない。しかし学説上は、自己決定権は憲法上の権利である、という考え方が支配的である。

●自己決定権の内容

自己決定権には、主として以下のような4つの内容があると言われている。

第1に、リプロダクションの権利。子どもをつくる、避妊する、妊娠中絶する、出産することについて、自己決定する権利である。

第2に、家族形成・維持に関わる自己決定権。結婚、離婚、家族の同居などについて自分で決定できる権利である。

第3に、生命・身体の処分に関する自己決定権。生命維持装置の取り外しを求める権利や、安楽死、尊厳死などがこのカテゴリーに入る。

第4に、ライフスタイルの自己決定権。個人の外観、趣味、人生などについて、自分で決定できる権利。髪型の自由や、髪を染める自由、パーマをかける自由、ひげを生やす自由、服装の自由、冬山登山の自由、サーフィンの自由、シートベルトをつけずに自動車を運転する自由、バイクに乗る自由、ヘルメットをつけずにバイクに乗る自由、同性愛の自由、マリファナを吸う自由、浜辺でヌードになる自由など。（以上、第1から第4までの分類、例示は、松井茂記ブリティッシュ・コロンビア大教授の学説に依拠した。）

これらのうち、第1と第2については、概ね認められている。第4をどこまで認めるかについては、争いがある。一般的自由権説と人格的自律権説の対立である。

●「個人の尊厳」と「人間の尊厳」

生命倫理を学習していると、人間の尊厳、という用語を目にすることがある。ドイツの憲法学で語られている概念である。人間の尊厳という場合、人間以外の者との対比を含意するから、人間の尊厳を侵してはならないという基本法の命令は、人間を非人間的に扱ってはならないこと、人間としてふさわしい扱いをすべきことを意味する。ナチスによる非人間的な扱いの経験が背景にある。

これに対して、個人の尊厳は、個人と全体（社会・集団）との関係を頭に置いた観念であり、全体を構成する個々人に価値の根源をみる思想を表現している。

「人間の尊厳」は「個人の尊厳」とは異なり、個別具体的な個人の権利・利益が害されなくても、侵害される可能性がある。

日本のクローンをめぐる審議会の議論などにも「人間の尊厳」という言葉が医療関係者や哲学者の口から出てくることがある。

●バイオエシックス（生命倫理）

生命科学や医療技術の発達に伴い、自然の生命の最も基本的な部分に手を加えることができるようになり、生と死の問題などをめぐって簡単には結論を出せないさまざまな問題が出てきている。バイオエシックスは、それらを考える学問。末期医療での尊厳死や安楽死、脳死問題を伴う臓器移植、遺伝子診断や遺伝子治療、体外受精、凍結精子、着床前診断を含む出生前診断などの生殖医療や、医療・畜産分野でのクローン技術、遺伝子組み換えのようなバイオ技術などの領域で、問題が噴出している。

●生命・身体の処分にに関する自己決定権

上記（12 ページの「●自己決定権の内容」参照）の自己決定権の内容の第1から第4のうち、生命倫理では、第1と第3が主として問題となる。

第1のリプロダクションの権利を無限定に認めると、代理母、冷凍精子、クローン人間による子づくりを無制限に認めるのか、という問題が出てくる。

第3の生命・身体の処分にに関する自己決定権は、生命倫理のメインテーマのバックボーンを形成する論点である。

生命・身体は、個人にとって最も重要な利益であり、ミルの危害原理からすると、まずは個人の自己決定をストレートに認めるべき問題、と考えることができそうである。

しかし、安楽死・尊厳死の局面でどこまで生命・身体の処分にに関する自己決定権を認めるか、については、激しく争われている。

人格的自律権説（人格的自律に不可欠な権利こそが、基本的な人権として認められる、とする考え方）からすると、人格的自律そのものを破壊する死を自己決定する権利を認めることは許されない、と考えることができそうである。これに対して、死の選択も人格的自律の最後の選択である、とする反論もある。

●脳死と自己決定権

臓器移植法の改正が国会で審議された。今年は臓器移植が時事問題になっている、といえる状況であり、ロースクール小論文や面接で臓器移植、脳死が聞かれる可能性が高くなった。

法改正の論点は時事問題用語集に譲るとして、そもそも臓器移植、脳死とは何かを押さえておきたい。

自己決定権という観点を徹底させて脳死を考えると、ドナー本人の真摯な同意がある以上、脳死が死であるか否かを問わず、さらにはドナーが脳死にさえなっていない、としても、臓器移植は可能ということになる。

このような考え方に、どの程度の歯止めをかけるのかが問題となる。また、本人意思を確認する方法が常に問題となる。ドナー候補者の本人意思が不明確な場合、どのように考えるべきか、について現在、政府内部や学者の間で検討が進んでいる。

さらに脳死移植の場合、ドナーの家族、遺族の意向をどこまで尊重するかも難問である。ドナー本人の自己決定を貫くと、たとえ家族が反対していても、移植を実施することができるはずである。また、家族のことを考える際、家族とは誰なのか、も論点になる。家族の意思の問題を考える際、家族の利益がドナー本人の利益と一致しないことがありうる点に注意が必要である。

●インフォームド・コンセント

患者の自己決定権に関わる問題として「インフォームド・コンセント」がある。「説明と同意」と訳されたり、そのままカタカナで書かれたりする。

インフォームド・コンセントで患者が決定するのは、治療方針ではない。治療方針は、あくまで信認を受けたプロフェッションとしての医師が行う。患者が決定するのは、自分のQOL（生命の質）である。予後についての患者の期待を医師に伝え、医師の提案する治療方針に同意するというのが、患者の役割である。つまり、医師と患者の役割分担の考え方が、インフォームド・コンセントの発想である。

◎臓器の移植に関する法律（臓器移植法）

1997年に議員立法により成立した法律で、移植医療の適正な実施を目的とする。ドナーになるには、①ドナーカードによる本人（15歳以上）の生前の明示的な意思表示、②家族による承諾、の両方が必要とされている。ドナーは脳死後の移植と心停止後の移植を選択することができ、ドナーとその家族が脳死下の提供を希望する場合に限って、法的脳死判定が行われる。生体からの移植に関しては、臓器売買の禁止以外に法的規制はない。

現行法では「脳死を一律に人の死」とは認めておらず、ドナーとなるための要件が厳しい。実際、99年に初の脳死臓器移植が行われたが、その後脳死下での臓器移植はこれまでに39件を数えるにすぎない。また、臓器提供ができる年齢は満15歳以上とされているため、日本で移植を受けられない幼児をもつ家族が募金活動を行って外国で移植を受けるといった事態が生じている。

諸外国では、本人や家族の意思にかかわらず脳死を一般に人の死とし、また本人が拒否していなければ家族の同意で臓器提供を可能とする場合が多く、それに比べて法的脳死判定と臓器提供に関して本人の明示的意思表示を必要とする現行法は、要件が極めて厳しいものであるといえる。

臓器移植法が施行されて8年。現在では「脳死を一律に人の死」と考え、本人が拒否しなければ家族の同意のみで臓器提供を認める案（河野案）や、本人の意思を尊重するという現行法の枠組みを維持しつつも、本人が意思表示できる年齢を、15歳以上から12歳以上に引き下げる案などが出されている。

◎臓器の移植に関する法律第六条（抜粋）

- ①医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。
- ②前項に規定する「脳死した者の身体」とは、その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定されたものの身体をいう。

◎臓器移植法改正案

2005（平成17）年8月8日、与党の有志議員によって臓器移植法改正案が衆院に提出されたが、郵政民営化法案が参院本会議で否決されたことに伴い衆院が解散されたため、廃案となった。

現行の臓器移植法にはさまざまな問題点が指摘されているが、今回の改正案で特に問題となったのは、①本人の明示的な意思表示がない限り、法的脳死判定も臓器提供も行うことができない、②15歳未満は意思表示能力がないとみなされるため、臓器提供を行うことができない、の2点である。

97年に現行法が施行されて以来、国内ではこれまでにわずか39件の脳死・臓器移植しか行われていないが、これは法律が厳しすぎるからだとの批判がしばしばなされてきた。また、国内での臓器移植が不可能である小児は、募金を集めるなどして海外での移植を行わざるを得ないという状況が続いている。

現行法のこれらの問題点を改正するために、自民党の河野太郎衆院議員が中心となり作成した改正案では、①脳死を一般的な人の死と規定したうえで、②15歳未満の未成年者も含め年齢にかかわらず、本人が生前に拒否の意思表示をしていなければ遺族の同意のみで臓器提供を可能とした。

これに対し、公明党の斉藤鉄夫衆院議員らが作成した対案は、現行法の基本的枠組みは維持したままで、臓器提供可能年齢を現行の15歳以上から12歳以上に引き下げるといったものであった。

河野案は、現行の臓器移植法と比べると、臓器提供の要件を格段に緩和したもので、日本臓器移植ネットワークの試算では、この改正により脳死下での臓器提供数がこれまでの約4倍に増えるとされている。

河野案も斉藤案も、現行法では認められていない親族への臓器の優先提供を認めるとしているが、この優先提供の問題には、臓器移植法の理念であるドナー本人の意思の尊重と移植機会の公平性という対立をはらんでおり、今後も慎重な議論が必要だと思われる。

◎臨時脳死及臓器移植調査会（脳死臨調）

脳死と臓器移植の問題を考える政府の諮問機関のこと。1992（平成4）年に政府に答申を出し、脳死を「人の死」と認めることについて社会的合意が成立しているとして、脳死患者からの臓器移植の道を開いた。答申は、臓器移植に際しては提供者の生前の意志を最大限に尊重すること、提供された臓器の情報を伝える医療機関の全国的なネットワークを整備すること、患者や家族へのインフォームド・コンセントが十分に行われることなどを説き、さらには少数派の意見も取り入れられた。

◎安楽死と尊厳死（言葉の定義）

積極的安楽死（慈悲殺型安楽死）

本人があまりに苦しむので、近親者など周りの者が見るに見かねて、死なせることによって一刻も早く楽にさせてやろうとして、その生命を絶つこと。

死なせる方法としては、近親者が農薬を与えたり首を絞めたりする場合と、医師に依頼して致死量の薬物を与える場合がある。

間接的安楽死（治療型安楽死）

肉体的苦痛にさいなまれている患者の痛みを和らげるために、モルヒネなどの麻薬を投与する。したがって、前述の積極的安楽死のように患者の生命短縮を直接に意図するものではない。しかし鎮痛のためにはその量を次第に増やさなければならず、やがて「最期の一服」の段階でそれは致死量に達して患者の死を招くというものである。

消極的安楽死（尊厳死型安楽死）

末期状態にあつて苦しむ患者に延命治療を続けても回復の見込みがなく、むしろ苦痛を引き延ばすだけの効果しかない場合に、患者がその治療を拒否するならば、それ以上の延命治療を行わないというものである。その意味でこれは消極的な態様のものであり、後で述べる尊厳死をもたらす行為態様でもあるので、尊厳死と重なる領域を持つ。

自殺幫助による安楽死（自殺関与型安楽死）

いま一つの態様として、自殺を幫助する形をとるものがある。これは、末期患者が死を望んでいるときに、その求めに応じて医師が致死量の薬剤を処方して患者に手渡し、患者自身がこれを服用するというものである。

尊厳死

延命の可能性がない末期状態の患者に対して生命維持治療を中止する行為。さらに、不可逆的な意識喪失状態に陥ったいわゆる植物状態患者の事例を含め、意識回復の可能性はないが未だ死期が切迫しているとはいえない患者に対する特別な治療措置の停止行為も問題となっている。

これらは尊厳死の問題といわれ、肉体的苦痛がない点で安楽死とは大きな差異がある。

植物状態の患者の場合は、患者本人は治療行為の中止を要求できない状況にあるために、家族・後見人による「自己決定権の代行」、または患者の事前の意思表明を重視するリビング・ウィルによる方法がある。

◎凍結精子最高裁判決

夫の死後、凍結保存していた精子で体外受精した西日本の女性が、出産した男児（5）を夫の子と認知するよう求めた訴訟の上告審判決が9月4日、最高裁であった。第二小法廷（中川了滋裁判長）は、「現在の民法は死後生殖を想定しておらず、親子関係を認めるか否か、認めるとした場合の要件や効果を定める立法がない以上、法律上の親子関係は認められない」と述べ、認知を認めた2審・高松高裁判決を破棄、男児側の請求を破棄し、法的な父子関係が認められないことが確定した。

夫の精子を死後に利用して生まれてきた子を法的にどう位置づけるかは、さまざまな検討が行われているものの法整備に至っていない。判決は、死後生殖によって生まれた子が認知されることによって、今の民法の下でどのような法的メリットを得られるか検討。「父から扶養を受けることはあり得ず、父の相続人にもなり得ない」と指摘した。法律上の親子であれば存在するこうした基本的な法律関係がないことを踏まえ、立法がない以上、死後生殖による父子には、法律上の親子関係の形成は認められない、と結論づけた。

判決などによると、女性の夫は白血病の治療で放射線照射を受ける前に精子を凍結保存し、1999年に死亡。保存時には、「死亡した際は凍結精子を廃棄する」「死後生殖は行わない」などの条件に同意していたが、女性はその後、夫の死亡を病院側に知らせないまま凍結精子を受け取り、別の病院で体外受精を受けて妊娠、2001年5月に男児を出産した。

女性は、男児を夫婦の子として出生届を提出したが、夫婦間の子とは認められないとして受理されなかったため、認知を求めて02年に提訴。1審（松山地裁）は請求を棄却したが、2審（高松高裁）は、「自然血縁的な親子関係に加え、夫の生前の同意もあった」と認知を認めていたため、国側が上告していた。

死後生殖で生まれた子の認知について、最高裁が判決を示したのは初めて。判決では2人の裁判官が補足意見で、「早急な法整備が求められる」と指摘。生殖医療が進歩する中、親子関係を想定する民法の改正や新たな医療法制の整備が求められることになりそうだ。

現在、精子の凍結保存は、不妊治療のほか、がんや白血病などの男性患者が放射線治療などで無精子症になることを心配して、治療を受ける前に、しばしば行われている。

MEMO

【文章の書き方レジュメ】

第1回 小論文の形式面

1-1 起承転結の弊害

MEMO

文学としての「起承転結」

- ・起承転結は、文学の形式。社会科学の文章ではない。
- ・実際、新聞記事、学者が書く分析など、社会科学的な文章の中に、起承転結で書いたものは見当たらない。

なぜ「起承転結」が流布したのか

- ・学校教育の弊害。小中学校、高校から大学まで、日本には文章教育がない。
- ・論理的に相手を説得する「ディベート」「エッセイ」という科目が、日本の学校教育には存在しない。(一部の例外を除く)。
- ・最悪なのは、大学受験の「小論文」。
- ・「小論文のカリスマ」なる人々が、起承転結を説いている。必要に迫られた受験生たちは、一生懸命になって起承転結を学び、それで書こうとする。
- ・しかし、説得的な「模範答案」は??
- ・天声人語はお手本か?
- ・天声人語は、老練な論説委員が名文を披露する場。あれを真似することはできないし、真似しようとしてはいけない。天声人語の筆者には、圧倒的な情報量がある。
- ・再度、確認。起承転結は文学の形式。

起承転結がなぜいけないのか

- ・端的に、伝わりにくい。
- ・ビジネス文書作成マニュアルに、起承転結を説くものは存在しない。
- ・起承転結の限界を考えることが、分かりやすい小論文の書き方の理解につながる。

1—2 起承転結の解析

MEMO

なんとなく始まってしまう「起」

- ・まくら、導入としての「起」
- ・なんとなく、関係していること（関係していないこと）を書いてしまう。
- ・読者には、筆者が言いたいことが伝わらない。
- ・ここで、読むのをやめてしまう読者も現れる。

その「起」を受ける「承」

- ・「起」の連続としての「承」
- ・つまり、本題とは関係ないことが延々と続く。
- ・名文家の文章ならまだしも、一般人の文学を我慢して読んでくれるのは、本人と家族くらい。
- ・この段階ですでに、全体の半分くらいまでスペースを費やしてしまっていることが多い。

いきなり「転」

- ・おっといけない、と強引に本題へ。
- ・いきなり、強引に行くので、論理の飛躍が生じる。
- ・読者はびっくりする。
- ・文学であれば、この「論理の飛躍」を楽しむのだが…（戸田山教授）

もう間に合わない「結」

- ・スペースも、時間もない。
- ・無理を重ねて強引な論理。説得力がない、独りよがりの文章になってしまう。

1-3 パラグラフ・ライティングの手法

MEMO

起承転結を回避するためには

- ・リード、ボディ、コンクルージョンの3部構成
- ・この講座では、具体例を通して学んでいく。
- ・リードですべてを言い切る。
- ・ボディの役割は、主張のサポート。
- ・コンクルージョンで主張を再確認。

パラグラフ・ライティングの核心はリード

- ・何を主張したいのか。これをリードでコンパクトに語らなければならない。
- ・リードは原則200字以内。長すぎるリードは、リードの役割を果たさない。つまり、アイキャッチ性が薄れ、インパクトが弱くなる。
- ・ボディでは、ポイントを絞って、かゆいところに手が届く論証をこころがける。
- ・コンクルージョンは、無理しない。時間がなければ、コンクルージョンはなくてもいい。

柔軟に問いに答える

- ・リード、ボディ、コンクルージョン、という形式は、あくまで大問形式の出題のときのパターン。
- ・小問がいくつもあったり、大問ではあるが字数が400以内であったりする場合は、必ずしもリード形式で答案構成をしないほうがいい場合もある。
- ・あくまで、問いに明晰に答えるにはどうしたらいいのか、を考えてアウトライン構成をしたい。

MEMO

【資料】

代理出産、議論進むか 頼みの国会は消極姿勢 学術会議、「禁止」立法提案

代理出産は法律で原則禁止すべきだ—日本学術会議の検討委員会は1年以上の審議の末、報告書で政府、国会に法による規制を求めた。代理母に生命の危機を負わせかねないし、生まれてきた子どもへの影響もはっきりしないからだ。しかし、国内では容認論も根強く、合意形成は簡単ではない。(市川美亜子、武田耕太、竹石涼子)

「早く国会でこの問題が取り上げられ、立法化に向かって進んでいくことを願っている」

審議を終えた日本学術会議の「生殖補助医療の在り方検討委員会」の鴨下重彦委員長(東京大名誉教授)は、今後の国会の議論に期待を込めた。

代理出産ではこれまで「子どもを持つ権利」「産む権利」など、もっぱら親側の事情が強調されてきた。これに対し、検討委は代理母、生まれてくる子どもという他の主役たちの権利や福祉を最大限考慮すべきだとの立場をとった。

妊娠と出産には生命の危険が伴う。それを代理母という第三者に負わせるにもかかわらず、安全性について「科学的基盤に立った比較研究はほとんどなされていない」と報告書はいう。胎児や子どもへの影響も「明確な研究はほとんどなく、不明なことが多い」と指摘した。

報告書は規制のための生殖補助医療法(仮称)の制定と、営利目的の場合は依存者、仲介者、実施医師への処罰を求めたが、主役の一人である代理母は「被害者」とし、処罰対象からはずした。代理母の権利や福祉を最大限考慮した結果だ。

しかし、検討委の期待とは裏腹に、法制化への道筋は見えてこない。

検討委は06年末、長勢法務相と柳沢厚生労働相(いずれも当時)の要請で発足した。タレントの向井亜紀さん夫婦が代理出産で双子をもうけ、その出生届を東京都品川区に拒否されたことなどがきっかけだった。

発足後まもない昨年3月に厚労省が実施した国民の意識調査では、代理出産を「社会的に認めてよい」とした人は54%、「認められない」は16%、容認論は根強い。

厚労省の幹部は「この結果(報告書)を踏まえて何もしないわけにはいかない」としながらも、「おばあちゃんが(娘の卵子を使った代理出産で)孫を産んで、みんな幸せなどと話しているし、いろいろな立場の人がいろいろな意見をもっている」と言う。

法務省の幹部は「結局、この話を動かそうと思ったら、議員立法などの動きが出て国民的な議論が巻き起こるしかないのではないか」と話す。

梶添厚労相は「最終的には一人ひとりの国会議員の1票ということになる。(報告書は)その前提としてのひとつの議論の材料だと受け止めてもらいたい」と述べた。

しかし議員らは「党内でも意見集約できない」「国会で議論する問題という認識すらない人がほとんど」一。漏れてくるのは、消極的な声ばかりだ。

「歴史は繰り返す、になるんじゃないの」。東京都内の総合病院の産科医は冷ややかだ。

代理出産の「原則禁止」を打ち出したのは、今回の検討委が初めてではない。厚労省の審議会が03年に報告書にまとめ、日本産科婦人科学会も会告で禁じた。

だが、国会での議論は異論が続出して進まず、結局、棚上げされた。

諏訪マタニティークリニック（長野県下諏訪町）の根津八紘（やひろ）院長は、これまで8組の代理出産を実施している。

根津氏は報告書の公表を受け、「医療を必要とする当事者と民意を反映していない結論。今後もガイドラインに従い（代理出産などの生殖補助医療を）続けていく」と述べた。また、禁止が法制化されても「悪法なので従うつもりはない」と語った。

（朝日新聞 2008 年 8 月 8 日付け記事）

【「米国流市場主義の限界」から見る 2009 年正月の朝日新聞紙面】

〔1〕〔2〕

陰るハリウッド（2009 年 1 月 1 日，朝日新聞 1 面・2 面）

戦後 60 年以上に渡って、世界を圧倒してきたアメリカの映画産業が陰りを見せている。ハリウッドでは、映画製作の領域でも、「証券化」によって資金を調達する、という、サブプライムローンに類似した手法で巨額の資金を集めてきたが、この手法ではカネが集まらなくなってきた。

一方、インドや日本の映画が元気だ。ソフトパワー大国、といわれてきたアメリカが相対的に沈み、アメリカ以外のソフトが力をつける、という多極化が垣間見えるのが映画産業である。

〔3〕〔4〕

大義失う利益優先（1 月 5 日，1 面・2 面）

昨年秋から今年 3 月までに、日本では 8 万人を超す非正規労働者が職を失う、といわれている。1990 年代の後半から進んだ労働者派遣法の改正で、製造業にも派遣労働が導入され、労働基本権を十分に与えられない労働者が激増したためだ。

イギリスでも 1980 年代以来、サッチャー改革の名の下に労働市場の自由化が進んだ。フルタイムの雇用を減らし、パートタイムを増やす「柔軟化」が進んだ。米国資本などの多国籍企業の英国への誘致が進んだ。しかし、多国籍企業は短期雇用による雇用を増やすものの、撤退も速い。不況になると、街は失業者で溢れる。

大分駅前では昨年末、大分キャノンを解雇された非正規雇用労働者を救援するために、高校生が募金をした。大分市役所には、100 万円の募金が届けられたりもした。職を失っている非正規雇用労働者は、一般市民に「被災者」として受け止められはじめている。

企業は株主のために活動するのか、それとも社会のために活動するのか、という新しいテーマに取り組む必要がある。

〔5〕

ノーベル平和賞ムハマド・ユヌス氏インタビュー

「社会貢献を市場に」「日本企業も参加を」（1 月 6 日，1 面）

貧困層への少額融資制度で知られる経済学者で 2006 年のノーベル平和賞受賞者、ムハマド・ユヌス氏が、朝日新聞記者のインタビューに応じた。

MEMO

ユヌス氏は、最貧困層への融資に取り組むなど、企業の社会貢献を基軸にしたビジネスモデルを構築した。

ユヌス氏は「利益の最大化を夢見る眼鏡を外し、社会的企業の眼鏡をかければ、世界が全く違って見えるだろう」と語った。

〔6〕

派遣村バネに生活再建（1月5日夕刊，15面）

約500人に年越しの場所を提供した日比谷公園の「派遣村」のルポ。5日で派遣村は閉村し、失業者たちは東京都などの施設に移った。しかし、都などの施設の提供は1月中旬まで。それ以降、この500人がどうなるのかは分からない。

日本では、労働者が会社の寮に住み込むことが多いために、寮に住んでいる人は、解雇されると即、ホームレスになってしまう。サウナ、漫画喫茶、公園に寝泊まりした末に、この派遣村にたどり着いた人たち。これからどうなるのだろうか。

〔7〕〔8〕

派遣法改正案，厚労相修正前向き（1月5日夕刊，1面）

製造業派遣 見直し焦点（1月6日，1面）

年越し派遣村が社会的な関心を集めたことなどを受けて、労働者派遣法の改正が国会の焦点になってきた。1月5日には、舛添厚生労働大臣が改正に前向きな発言をした。野党民主党の菅直人代表代行は、国会内で「派遣村」参加者らと緊急集会を開き、最近の「派遣切り」について「まさに人災。野党を含む政治に責任がある」と述べた。

一方、与党内では意見が割れている。舛添厚労相の「修正前向き」発言は、政府内部での調整をせずに出ているようだ。麻生首相や河村官房長官は、現在までのところ、修正をしない姿勢だ。

〔9〕

社説 人間主役に大きな絵を（1月1日，3面）

以上を見たらうで、元旦の社説を読むと、よく分かる。市場の失敗が今、深刻化している。つまり、人々を豊かにするはずの市場が、ときにひどい災禍をもたらす。規制緩和、自己責任論は、貧富を格差をもたらした。米国の一極支配が終わりつつある現在、米国流の市場原理主義も万能ではありえない。

【入試情報へのアクセス】

1. 各法科大学院のHP

- ・公式発表は必ず押さえておく
⇒たとえば、昨年末に早稲田から発表された2010年度、2011年度の変更点は、大学院からの直接情報を自分で確認することが不可欠
- ・出願形式は毎年のように変わる
⇒英語が必要かどうか。TOEFL, TOEICが必須か
⇒内部振り分けか、未修・既修分離か
⇒適性試験は、センターか日弁連か
⇒既修者認定試験、法学検定の扱いはどうか
⇒ステートメントの形式はどうなっているか
- ・入試日程を発表と同時に手帳に記入しておく
- ・説明会の日程もチェック。うっかりしていると気づかないでいるうちに終わってしまう

2. 予備校情報

- ・辰巳のガイダンス（セミナー）、HP情報
- ・講義の中での情報
- ・予備校主催のロースクール説明会は、案外ゆっくり（本音）を聞くことができる場
- ・予備校、講師の「本気度」に注意
- ・ガイダンスを注意深く観れば、講師の力量、プロ意識が判別できる

3. コンテンツとしての新聞・雑誌・書籍

- ・朝日新聞
- ・法学セミナー（日本評論社）、法学教室、ジュリスト（有斐閣）
- ・弁護士白書（日弁連）、犯罪白書（法務省）

4. 山本個人HP、ブログ

- ・いずれも個人の立場で小論文入試、小論文コンテンツに関する情報を提供
- ・HPは情報に軸足
⇒<http://www2.ocn.ne.jp/~yamamoto/>
- ・ブログは、ほぼ毎日更新。HPよりもパーソナルな記述。小論文に軸足
⇒<http://yamamotojuku.blog6.fc2.com/>

【穴埋め問題 1 問題編】

◇功利主義か公正か

支配権力や政治体制そのものに対する正当性を問題とする議論については前項で見えてきたが、正当性をもう少し限定的にとらえる必要もある。すなわち、リベラル・デモクラシーという体制を所与の前提としつつ、その枠組みの内部で策定される個々の政策が「正当」であると判断される際の基準は何かを問うということである。

もちろん、現代の政策論争において引照される正当性原理にはさまざまなものがあるが、その中でも特に有力であるものを2つあげることしよう。その2つとは、① (utility) の原理と② _____ の原理である。

功利の原理に基づいて立法や政策形成を行おうという立場を、③ _____ と呼ぶ。③ _____ とは、人間が④ _____ (幸福) を求め、⑤ _____ (不幸) を回避するという一元的な原理で行動する存在であるという前提の下で、各人の快樂や幸福の⑥ _____ が最大化することが (苦痛や不幸の総和が最小化することが) 「⑦ _____」である、という立場をとる思想である。

こういった発想自体は古くから存在するものであるが、近代に限るなら、まず18世紀フランスのいわゆる⑧ _____ において復活し、18世紀末のイギリスで活躍した⑨ _____ が完成させた。有名な「⑩ _____」というスローガンにみられるように、ベンサムによれば、立法の目的は、一人でも多くの国民が、できるだけ大きな「功利」を享受できるようにすることである。

出典：久米郁男・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学』有斐閣 pp. 100～101

◇法による道徳の強制の問題 — ミルの危害原理

《法と道徳問題》の中心は、道徳をどこまで法によって強制できるのか、あるいは強制すべきなのかという問題である。これは、法の拘束性に関するこの第1講義のテーマの中でも最も興味深い問題のひとつであろう。また邪悪なことがらを規定する法＝悪法は法としての効力を有するのかという問題も、法の拘束性をめぐる中核的な問題である（悪法論については第3講義参照）。

近代自由主義のバイブルのバイブルと評される『① _____』（1859年）の中でジョン・スチュアート・ミル（1806－1873）は、本人の意思に反してでも国家の権力行使が正当化される唯一の目的は、他人に対する② _____ の防止 — 典型的には③ _____ の防止 — のみである、と述べている。④ _____ と呼ばれるこの見解は、本人の利益や幸福を理由とする強制的介入（いらざるおせっかい？）をよしとする⑤ _____ への痛烈な批判を意味している（“paternal”は「父の」とか「父親らしい」という意味の形容詞で、父親的な温情主義とか干渉を意味する）。すなわち正常な判断能力を有する成人に対しては、たとえ本人の⑥ _____ になるとしても、他人に害を与えない限りその意思に反して強制的には介入しえないという見解だ。

出典：長谷川晃・角田猛之編『ブリッジブック法哲学』（信山社）p. 34

東大 2010<総合問題1>

問題

世界の国々で、多くの刑務所、学校、病院、兵舎の建築物は、廊下に沿って細長く一直線に部屋が並んでいるという点で共通性を有するという見解がある。

1 他にどのような施設がそのような構造になっているか、具体例をあげ、どのような理由で、これらの建物はそのような形態をしていることが多いと考えられるか、述べなさい。(15行(450字)以内)

2 これらの建物がそのような形態をしていることが多いという点が事実であるとして、そのことの有する社会的意味について論じ、その問題点を指摘しなさい。(20行(600字)以内)

3 これらの建物について、どのような形態が望ましいと考えるか。また、その理由は何か、述べなさい。(15行(450字)以内)

MEMO

東大 2010<総合問題2>

問題

後に掲げる文章を読んで、以下の二つの設問に答えなさい。

(1) ①②の文章において用いられている「権利意識」の共通点と差異について、10行(300字)以内で述べなさい。

(2) ③の文章が、②の文章と同じ著者によって書かれたのは、1980年代はじめのことである。その時点での著者の観察は、20年以上を経た現在の日本についても妥当するだろうか。あなたの見解を、理由を示しながら30行(900字)以内で述べなさい。

①極東において「権利」の語は生み出されず、権利意識は低いとされ、そしてここでは「権利中心の法文化」(“right-centered legal culture”)を有する西洋に対して、「義務中心の法文化」(“duty-centered legal culture”)が生み出されたとししばしば主張されている。

確かに日本人は久しく権利の語を知らなかった。しかし、日本人が権利の語を知らなかったとしても、かれらが無権利の状態におかれていたわけではない。それどころか西洋法継受以前には、権利の語を知らなかっただけでなく、義務の語も知らなかった。しかし権利義務の用語こそ用いなかったにもせよ、実質的には訴人も論人(注)も理非の弁別を求め、権利義務の争いをしていたに相違ないとわたくしが考える。

権利の語を知らなかったから権利意識が低いという論法によれば、義務の語を知らなかった極東に「義務中心の法文化」が生まれることもないはずではないか。鎌倉武士や江戸の金融資本はもとより、一般民衆の間ですら、権利概念こそ知られていなかったにもせよ、強烈な——西洋人とさして異ならない——権利意識があったことは、史実に照らして明らかである。そしてそもそも西洋法を権利中心とし極東法を義務中心として、いかにも明快に区別する試みに疑問がないわけではない。権利と義務の本質をめぐる論議を一応措くとして、その両者が相関関係にあることは否定できないであろう。厳格に義務が課せられていることは、相手方に不動の権利を与えられていることを前提としているはずであり、しかも義務意識が強固であることは、それだけ強固な権利意識がそれに呼応しているはずである。

再び歴史に立ちかえれば、鎌倉時代における恩顧と奉公の道徳が過度に強調され、江戸時代における義理人情の美風があまりにも喧伝される場合に、日本法文化は、いかにも義務中心の法文化であるかのようにみえるのである。内外の通説は、この誇張や宣伝による脆弱な基盤の上に立てられているのではなからうか。わが国の実証主義的史家は、むしろそれぞれの時代における強烈な権利意識の存在を指摘しているものであり、仮にもそれが意識の表層に現われず、

あるいはそこに現われても不発に終わるかのように見えるならば、それは、権利意識を具体的に実現する装置が不完全だったからであるとわたくしは思う。裁判組織が不備であり、法を守る裁判官も権利を擁護すべき弁護士もいなければ、社会的弱者に対してその怯懦を責め「権利のための闘争」を説いても無意味である。

(注) 論人: 中世日本において、訴えた側を訴人と呼ぶのに対し、訴人によって名指された相手方を論人と呼ぶ。おおよそ、現代でいう原告に対する被告に相当する。

②社会における対立・抗争がノーマルな事態と考えられ、これを法／不法のコードに乗せて処理してゆくことによってはじめて社会秩序が保たれる西洋（とくにその近代）においては、各自の規範的主張も、法／不法のコードに乗る限りでのみ「権利」と考えられるのであり、逆に、その「権利」の主張によって法／不法のコードの内容が満たされてゆくことになる。専門の法律家（法学者ないし法実務家）によって制定法ないし判例法の体系が整備されると同時に、それをマスターした専門の法律家が裁判を担当する（裁判の拒否は許されない）。西洋の近代的な「権利意識」は、まさにこうした構造の上に生まれたものなのである。これに対して、対立・抗争がアブノーマルな事態とされた日本の伝統社会においては、法／不法のコードが独立の枠組として成り立つに至らず、「世間と人間についての知識」に基づく漠然たる「理非」によって紛争の解決が図られる。各自の規範的主張の対立（どちらに「理」があるか）は、客観的なルールによって判定されるのではなく、人間と世間の機微に通じた「上位の第三者」の判断に委ねられる。その判断を予め読むことが難しいとすれば（大岡裁きは意外性をもつ）、どんな主張でも、とにかく理屈をつけて訴え出ようということになり、自己の主張の実現によって社会秩序を形成しようという責任感が醸成されない。そのような構造的条件下で多くの訴えが見られたからといって、それは、当時の日本人に「強烈な — 西洋人とさして異なる — 権利意識があった」という主張の裏づけにはなるまい。

③柔軟な権利義務のシステムを維持していくためには、たえず自己切開の手術に耐えていかなければならない。国家というものを「家長たちの共同体」としてとらえる伝統をもっていたヨーロッパでは、家長たちの強烈な権利主張があると同時に、自分たちの共同体にとって必要な場合は権利の制約に応ずる、という態度も、多かれ少なかれ身につけているようです。ヨーロッパ各国で、たとえば都市計画、地域計画が日本よりもはるかに積極的に推進されているのも、このような背景があればこそでしょう。

これに対して、日本では、国家は「家長たちの共同体」と考えられてこなかった。国家は、もつぱら、社会の外にある統治の仕掛けと考えられているのです。したがって、国民は、いわば他人としての国家を敵視したり、あるいは、国家を — そう発言した政治家を含めて — 「おねだり」の相手と見たりする。義理規範の枠内で

は自己犠牲もいとわないのですが、立法や行政が新しい権利義務の 88
システムをつくることには、強い反撥を示す傾向があります。極端 89
な場合には、いわゆるゴネ得をねらって頑張る、ということになる。 90
しかし、ゴネ得に対する非難は、ややもすれば、正当な「権利の 91
ための闘争」に対する非難にまで逸脱しがちです。少し考えてみれ 92
ば正当な権利主張であることがわかるはずの行為までが、ゴネ得と 93
か「かけ込み」とかかって非難されたり、匿名の手紙や電話によっ 94
て悩まされたりする。権利義務規範を変更するためには、立法と行 95
政によるにせよ、裁判によるにせよ、一定の手続が必要です。その 96
点が、融通無碍な義理規範との一つの大きな違いなのですが、これ 97
を区別することは、まだ不得手な人が多いようです。 98

MEMO

一橋大 2010

問題

以下の文章 [A] 及び [B] は、同一著者による一連の文章の中から抜粋したものである（一部省略した部分がある）。これらを読んで、次の間に答えなさい。

問1 著者は、[A] に続く部分で、「カントは本当にアンネ・フランクをナチスに引き渡すだろうか」と問うている。カントの立場を踏まえて、自分の考えを述べなさい。（句読点も1字と数え、800字以内とする）。

問2 [B] における「サバイバル・ロッタリーの支持者」からの反論に対して、カントの立場からはどのような論駁が考えられるか、説明しなさい。（句読点も1字と数え、1,000字以内とする）。

[A]

アムステルダムの町を訪ねたら、美術館に行くだけではもったいない。運河にそった、彼女たちの家がアンネ・フランクの記念館になっているから、そこを訪ねて、しばらく時を過ごしたらいい。決して、足早に通り過ぎたりしないで、もしも訪ねた時が、明るい昼間であるならば、いつかその家に夜の闇が染み着いてくる時を思い浮かべよう。もしも、陽射しの突き刺さる真夏であるなら、窓越しに降る雪をいつまでも見続けている自分を想像してみよう。

アンネ・フランクは、その家の屋上階にひそんで25カ月を過ごし、やがて発見されて強制収容所に送られて、チフスにかかって死ぬ。彼女らがそこにひそんでいた間に兵士や警官が検査のためにやって来たかもしれない。

そして彼らは家主の人に尋ねただろう。

「ここにユダヤ人がいるか」

尋ねられた家主は完全な平静さで答えなくてはならない。

「おりません」

アンネ・フランクの家を調べに来たナチス側の人間に「ユダヤ人はいない」と嘘をついて、ユダヤ人を守ることは、暴力から他人の権利を守るための嘘だと言っていいだろう。ところが大哲学者のカント (Immanuel Kant 1724-1804) が「人の命を救うために嘘をつく」のは、正しくないと主張する。「人間愛からなら嘘をついてもよいという誤った権利について」(1797年)で、「われわれの友人を人殺しが追いかけてきて、友人が家のなかに逃げ込まなかったかとわれわれに尋ねた場合、この人殺しに嘘をつくことは罪であろう」と言うのだ。

これに対して、フランスの小説家で政治家のコンスタン (Henri Benjamin Constant 1767-1830) が「権利のないところに義務はない。真実を言うことは義務である。しかし、けれども、その義務は

ただ真実に対する権利を持つ人に対してだけである」と言ってカントを批判する。これはキケロの「相手側に不誠実がある時には、約束は守らなくてよい」という考え方と同じである。

カントは「真実は所有物のように、それに対する権利が甲には承認されるが、乙には拒否される、というようなものではない」と主張する。

因果関係についてカントは「いない」と嘘をつけば友人が助かり、「いる」と真実を告げれば友人が殺されるという関係は成り立たないと主張する。「いない」と嘘をついても、犯人と友人が出会い頭にぶつかって友人が殺されてしまうかもしれない。「いる」と真実を告げても、その人はまんまと抜け出して不在かもしれない。だから嘘をつけば友人が助かり、真実を語れば殺されるという因果関係はない。

「私が真実を語る→友人が殺される」という出来事があつたとしても、このことは「私が友人を殺す」と同じ意味にはならない。私の真実を語るという行為と友人の殺されるという結果との関係は偶然的である。

だから友人の側に私に嘘を言うべきだと主張する権利は発生しない。誰にも真実を語る権利がある。嘘をつけばその結果に責任をとらなければならないが、真実を語ってその偶然的な結果の責任を負うということはない。

「誠実とは絶対的な義務であつて、契約に基づくあらゆる義務の基礎とみなされなくてはならず、もしこれに少しでも例外を認めさえすれば義務の法則は動揺して役に立たなくなる。したがつてあらゆる陳述において誠実であるということは、神聖で無条件的に命令する理性命令である。この命令はどんな都合によつても制約されない」。カントの言い分をまとめれば、このような趣旨になる。

カントが倫理的判断の特徴として考えていたことは、次のようなことである。

①行為の結果が、自分や他人にとって有利か不利かという判断は「よいか、悪いか」の倫理的判断ではない。「どういう結果になるか」ということを事実上の因果関係に即して調べなくても「よいか、悪いか」は直観的にすぐ分かる。欲得をはなれて義務をひたむきに守ろうとする純粋な動機に道徳性がある。結果は偶然的である。

この考えの背後には「それ自体として善いもの」は「善い意志」であるというカントの思想がある。もしも行為を動機ではなくて、結果で評価したら、行為を「……のために善い」という尺度で測ることになるとカントは考える。普通の人には「……のために善い」ことを「善い」と考えているだろう。たとえば「善い風邪薬」は「健康に善い」のだから、健康が「それ自体として善い」ものである。AはBのために善い、BはCのために善い、CはDのために善いという連鎖を考えた時、二つの考え方がある。一つはどこかに「それ自体として善い」もの=自己目的が存在すると考えることである。アリストテレス (Aristoteles 前 384—前 322) は快樂が自己目的だ

と考えた。もう一つは、この連鎖がどこまで行っても終わらないと 88
考えるのである。われわれの日常生活はたぶんそのようなものである 89
。「……のために役立つ」と思うと、われわれは安心していられ 90
る。本当は「……のために役立つ」という連鎖の途中にいて、 91
自己喪失をごまかしているだけなのだ。自分が「……の役に立つ」 92
ことで自己満足し、本当の自己充足を知らないというのが現代人 93
である。カントにとっては「善い意志」をもつことが、本当の自己を 94
もつことなのである。 95

②例外をつくらない。相手を騙して利益を得る人は、相手の側が 96
誠実であり、自分の側は誠実でないという条件を利用している。自 97
分だけを特別扱いしたり、今日だけは仕方がないと考えたりしない。 98
例外を認めると、「例外を一般化する」という論理的な矛盾を犯す 99
ことになる。カントが、禁止していることは、「例外をつくってエ 100
ゴイズムを満たすこと」なのではない。「例外をつくること」自体 101
を禁止している。 102

③誠実の義務は絶対的で、状況によって左右されてはならない。 103
義務の葛藤が起きると「最小の悪を選べ」という原則が用いられる 104
が、絶対的な義務には適用できない。カントの場合、「善い」と「悪 105
い」は、オール・オア・ナッシングであって、中間とか、度合とか 106
はない。行為の評価は動機にあり。動機の評価は「理性に従うか、 107
感性に従うか」、「形式的な規則で決定されるか、実質的な内容で決 108
定されるか」、「経験に依存しない絶対的な必然性に基づくか、経験 109
的な偶然性を受け入れるか」、「義務から行為するか、エゴイズムか 110
ら行為するか」という二者択一の構造でしか、考えられない。 111

[B]

誠実とダイヤモンドは比較できない。音楽と相撲に共通の尺度は 114
ない。しかし、比較の尺度がはっきりしている場合がある。同じC 115
Dを、2000円で売ってお店と1000円で売ってお店とがあれば、誰だっ 116
て1000円のお店で買うだろう。単位が確定していて、「多ければ多 117
いほどよい」という原則が成り立つ場合だったら、われわれは無条 118
件に「より大なる善」を選ぶだろう。しかし、「より大なる善」が 119
客観的に明らかになるには、いくつかの条件がいる。 120

私は1000円のCDよりも、800円のメロンの方がいいと思う。 122
また800円のメロンよりも、1200円の画集の方がいいと思う。そ 123
れならば1000円のCDよりも1200円の画集の方がいいと自動的に 124
判断できるかという、そうではない。1200円の画集を買うくら 125
いならば、1000円のCDを買う方がいいと思うかもしれない。ど 126
れが「より大なる善」であるかを客観的に決めることができるため 127
には、少なくとも $A > B$ 、 $B > C$ ならば $A > C$ と言う規則 (principle 128
of transitivity 推移率、遷移率) が成立しなければならない。 129

CDとか、メロンとか、画集とか、趣味的なもの、贅沢品につい 130
ては、「 $A > B$ 、 $B > C$ ならば $A > C$ 」という規則が成立しないか 131
もしれない。しかし、私が飢えて死にかかっているとすれば、食べ 132

物を選ぶのにカロリーの順に並べた時「 $A > B$, $B > C$ ならば $A > C$ 」という規則を守ろうとするのではないだろうか。カロリーの大きさは私が生き残ることのできる確率に対応している。だから生存の確率や効率を、おおまかに生存率と呼ぶとすれば、生存率には「 $A > B$, $B > C$ ならば $A > C$ 」という規則が成立するだろう。またこの規則を守ろうとしない人がいたとしても、その人は早く死んでしまう。だから進化論的な適者生存の原理が働いて、人間の文化の根本に、生存率について「 $A > B$, $B > C$ ならば $A > C$ 」という規則が成立することになるだろう。

これだけの前提をふまえて、読者を未来のあるユートピア世界に案内することにしよう。その世界の基本的制度を「サバイバル・ロッタリー」と言う。直訳すれば「生存のくじ引き」である。お役所に届ける時には「生存くじ引き共済組合制度」という硬い言葉が向いているだろう。

この世界では生存率を最大にせよというのが、正義の大原則である。

①最大多数の最大生存という原理が道德の基礎である。

②行為は生存率の促進に役立つのに比例して正しく、生存率の減少を生み出すのに比例して悪である。

③善とは、生存率の増大と、死亡率の減少とを意味し、悪とは、死亡率の増大と、生存率の喪失とを意味する。

このサバイバル・ロッタリーの世界では、医療技術の基礎は臓器移植である。この制度が発足する以前、この世界は慢性的な臓器不足に悩まされていた。しかし、生存率の増大という原理にそって新しい制度が発足して、問題は解決に向かった。その制度の要点は、脳死者から臓器の提供を受けるという古い制度を廃止して、臓器の提供者は健全な市民からくじ引きで選ぶという点にある。

1人の健康な市民のあらゆる臓器を、完全に生きた状態から病人に移植するならば、10人を救うことができる。この制度によって、この世界の生存率は飛躍的に高まるはずである。臓器の提供者は国民名簿から公平にくじ引きによって選ばれる。くじに当たる確率が、北部と南部とで1対3になるなどという不正は絶対に許されない。すべての国民は成人に達するとともに、平等にサバイバル・ロッタリーの候補者になる。

この社会が倫理的に健全であることを疑う人もあると思うので、質問を受け付けることにしよう。

第1問 なぜあなたがたは臓器移植というような不自然な方法を、医療の基本的な形にしているのですか。死者の臓器を使うということさえ人間には許されない不自然なことなのに、こともあろうに生きている人間の命を奪ってまで臓器移植をする必要はないと思います。

答え 生まれつきの欠陥によって病気になる場合については、私たちは遺伝子を操作することで解決しました。外部から病気の原因となる物体や刺激が侵入することに対しては、予防医学の開発によって解決しました。最後に残った病気の形は、臓器の摩耗によるも

のです。これには部品交換が基本的な対処技術になります。 178

第2問 20世紀に人類が臓器移植という技術を実用化した時には、提供者の自己決定権を重視するという前提がありました。サバイバル・ロッターの世界では、国民の自己決定権は認められないのですか。 179
180
181
182

答え 20世紀の人々は、人間には基本的な自己決定権が存在すると信じていました。自分の森林を自分で切る権利がある。自分の油田は自分で掘る権利がある。要するに自分のものだから自分で決めてよいという原則ですね。その結果、石油も石炭も22世紀になくなってしまいました。肥料を作ることができません。食料を運ぶこともできません。人類は生き残ることが難しくなりました。そこで「個人の自己決定権よりも、人類の最大多数最大生存が優先する」という原理が認められるようになったのです。 183
184
185
186
187
188
189
190

第3問 しかし、くじに当たった人がかわいそうです。罪のない人間を死刑にすると、まったく同じことです。この制度は奴隷制度よりも、もっと非人道的だと思います。 191
192
193

答え 多数の奴隷の人格性を否定して、少数の主人が安楽な生活をするという制度は非人道的です。しかし、サバイバル・ロッターは、一種の共済制度です。しかも人命を最大限に尊重しようという制度です。これがどうして非人道的なのでしょう。自分以外のすべての人間のために犠牲になるということは最高の道徳性です。個人的にはつらい思いをしますが、くじに当たった人はみな崇高な使命感を感じて、家族や友人に別れを告げて死んでいきます。それは私たちの文化のなかのもっとも美しい部分を形づくっています。臓器提供を拒否して逃亡するエゴイストは、あなたがたの世界の犯罪者、卑劣な裏切り者と同じように非難されます。 194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204

しかし、本当にこの制度は道徳的・人道的なのだろうか。 205

カントならばこう言うかもしれない。「私が人間愛のためであっても嘘をつくことは良くないと言ったら、皆さんは〈カントはアンネ・フランクをナチスに引き渡すのか〉と叫んで私を非難しました。〈Xのためならば、それ自体として悪であるようなYをしてもよい〉という発想法そのものに問題があるのです。人間の人格性は無限の価値をもっています。人間の尊厳とは、人格が〈XのためならばY（人格の侵害）をしてもいい〉という構造に当てはまらないということです。人格の尊厳という原理を確立しないで、臓器移植という技術だけを一人歩きさせたらどんなにひどいことになるか。サバイバル・ロッターの物語は、そのことを教えています」 206
207
208
209
210
211
212
213
214
215

サバイバル・ロッターの原作者は、ジョン・ハリス(John Harris 1945-)というマンチェスター大学の応用倫理学の教授である。サバイバル・ロッターの語は『暴力と責任』(1980年)に採録されているが、そのほかに『生命の価値』(1985年)と人体改造の問題を取り上げた『奇跡女とスーパーマン』(1992年)という著書がある。生命技術と倫理の関係を、功利主義の考え方を中心にして研究している人である。 216
217
218
219
220
221
222

カントの発言に対して、サバイバル・ロッタリーの支持者ならば
こう言うだろう。

「カントさんの発言は、論争のルールに違反しています。それは
彼が、最大多数の最大生存という原理に基づく行為は生存率の促進
に役立つのに比例して正しく、生存率の減少を生み出すのに比例して
悪であるという前提を否定しているからです。サバイバル・ロッ
タリーを否定したいのなら、〈サバイバル・ロッタリーを行なえば
生存率が減少し、死亡率が増大する〉ことを論証しなければなりま
せん」

ハリスの論文には、次のような論証が出てくる。

サバイバル・ロッタリーには、ひとつの特徴があつて、そのた
めに、それを実行に移すことが魅力的とは言えなくなる。ロッ
タリーを実行するとその社会の健康を徐々に損なってしまうにい
たる。まず第一に、病気にかかった臓器は移植では使いものにな
らないので、コンピュータが健康な提供者を選ぶようになる。こ
れによって健康人が不当に差別されて、健康な臓器の持ち主や、
健康な生活習慣の持ち主が社会から取り除かれていく。また第二
に不摂生な行為に歯止めを掛けるものがなくなっていく。病気にか
かった臓器がつねに取り替えてもらえるなら、煙草や酒を節制
する必要がなくなる。

この論証だけでは不十分だろう。生存率を最大にする行為が正義
であるとすれば、健康人から病人に臓器移植が行なわれるのは、そ
れが生存率を高める場合に限られるとすべきだろう。心臓の悪い人
の肺臓を移植に使うというような組み合わせを考えると、生存率を
最大にするためには、健康人の臓器を病人に移植するよりは、病人
の臓器を別の病人に移植した方がよいという結論が出るだろう。ま
だ、不摂生を禁止することは、現代社会での麻薬の禁止と同じよう
に重要な社会的課題となるに違いない。

加藤尚武『現代倫理学入門』（講談社学術文庫，1997年）